

## ○南城市都市公園条例

平成18年1月1日  
条例第125号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、南城市都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25条例7・全改)

(住民1人当たりの敷地面積の標準)

第2条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(平25条例7・追加)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第3条 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例7・追加)

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第4条 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第1号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項第2号に該当する場合は同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前2項に規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(平25条例7・追加)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第5条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(平25条例7・旧第2条繰下)

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) 立入禁止区域に立ち入ること。

(7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(8) たき火をし、又は火気をもてあそび、その他危険な遊戯をすること。

(9) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。

(10) 風紀を乱し、その他都市公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

- (11) 風致を害する行為をすること。
- (12) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (13) その他都市公園の管理上支障があると認められること。

(平25条例7・旧第3条線下)

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項又は前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(平25条例7・旧第4条線下)

(許可の特例)

第8条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(平25条例7・旧第5条線下)

(利用の禁止又は制限)

第9条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

2 市長は、都市公園の利用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、これを許可しない。

(平25条例7・旧第6条線下)

(有料公園及び有料公園施設)

第10条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

3 有料公園、有料公園施設及び備品を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平25条例7・旧第7条線下)

(公園施設の設置又は管理の許可)

第11条 法第5条第1項の規定により都市公園において公園施設を設け、又は管理させることのできる者は、市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

2 法第5条第1項で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他規則で定める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他規則で定める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(平25条例7・旧第8条線下)

(占用の許可)

第12条 法第6条第2項で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占用物件」という。)の管理の方法

- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法

- (5) その他規則で定める事項  
(平25条例7・旧第9条繰下)

(許可を要しない軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書による軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない模様替え  
(平25条例7・旧第10条繰下)

(添付書類)

第14条 公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(平25条例7・旧第11条繰下)

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第15条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者がその行為を休止し、又は廃止しようとするときは、その日前10日までに理由を付して市長の許可を受けなければならない。

(平25条例7・旧第12条繰下)

(使用料)

第16条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項の許可を受けた者は、それぞれ別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、利用前に納付しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合に限り、これを利用後に納付することができる。
- 3 使用料の額が月を単位として定められている場合において都市公園の利用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その日数に応じて日割計算により算出する。
- 4 市長は、公益上特別の事情があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由によって利用することができなくなったとき、その他市長が必要と認めた場合は、使用料の全部又はその一部を還付することができる。
- 6 第10条第3項の許可を受けて有料公園施設を利用する者は、別表第3及び別表第4の使用料を納付しなければならない。

(平24条例8・一部改正、平25条例7・旧第13条繰下・一部改正)

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) 第6条又は第7条第1項の規定に違反している者
  - (2) 第9条の規定に基づく処分に違反している者
  - (3) 詐欺その他不正の行為により第7条第1項の許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
  - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合  
(平25条例7・旧第14条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第18条 公園施設又は公園施設の設備、備品等を損傷し、若しくは滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(平25条例7・旧第15条繰下)

(権利の譲渡禁止等)

第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(平25条例7・旧第16条繰下)

(届出)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。  
(平25条例7・旧第17条繰下・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第5条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平25条例7・旧第18条繰下・一部改正)

(指定管理者による施設の管理)

第22条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 前2号の業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつては、第7条、第9条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平23条例6・追加、平25条例7・旧第19条繰下・一部改正)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例6・旧第19条繰下、平25条例7・旧第20条繰下)

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(平23条例6・旧第20条繰下、平25条例7・旧第21条繰下・一部改正)

第25条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平23条例6・旧第21条繰下、平25条例7・旧第22条繰下)

(権限の代行)

第26条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

(平23条例6・旧第22条繰下、平25条例7・旧第23条繰下、平29条例24・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町都市公園条例(昭和58年佐敷町条例第8号)又は大里村都市公園条例(平成3年大里村条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年10月17日条例第166号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月19日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、供与開始の日から適用する。

附 則(平成25年3月22日条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月27日条例第24号)

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(平18条例166・平24条例8・平25条例7・一部改正)

種別\公園名	大里内原公園
有料公園施設	多目的広場(運動場)
	庭球場
種別\公園名	富祖崎公園
有料公園施設	庭球場
	陸上競技場
	野球場

種別\公園名	大里城趾公園
有料公園施設	パークゴルフ場 多目的広場

別表第2(第16条関係)  
(平25条例7・一部改正)

区分		単位	使用料
行為をする場合	行商、募金その他これに類する行為	1日	円 500
	業として写真を撮影するもの	1日(写真機1台)	500
	業として映画を撮影するもの	1日(1件)	2,000
	興行、出店その他これに類する営業行為	1日 1平方メートル	50
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為をする場合	面積によるもの	1日 1平方メートル
面積により難しいもの		1回 1日以内	1,000
公園を占用する場合	電柱、支柱、支線及び標識その他これに類するもの	1月 1本	40
	地下マンホールその他これに類する地下構造物	1月 1平方メートル	10
	水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	1月 1平方メートル	10
	天体、気象又は土地観測施設	1月 1平方メートル	40
	詰所用建物その他工事用施設	1月 1平方メートル	100
	工事用板囲い、足場及び材料置場	1月 1平方メートル	100
	その他の占用	1月 1平方メートル	50

別表第3(第16条関係)  
(平18条例166・全改、平25条例7・一部改正)

区分		使用料	備考	
スポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	市内	多目的広場	1時間につき 500円	利用時間は準備時間も含み60分未満は1時間とみなす。
		庭球場	1時間につき 250円	
		陸上競技場	1時間につき 500円	
		野球場	1時間につき 500円	
	市外	多目的広場	1時間につき 1,000円	
		庭球場	1時間につき 500円	
		陸上競技場	1時間につき 1,000円	
		野球場	1時間につき 1,000円	
照明施設	多目的広場	市内	全点灯	1時間につき 3,000円
			2分の1点灯	1時間につき 1,500円
		市外	全点灯	1時間につき 4,000円
			2分の1点灯	1時間につき 2,000円
	庭球場	市内	1時間につき 500円	
		市外	1時間につき 1,000円	

備考 利用者の3分の1以上が南城市以外の場合は市外とみなす。

別表第4(第16条関係)  
(平24条例8・追加、平25条例7・一部改正)  
パークゴルフ場の使用料

利用区分	市内	市内70歳以上	小学生・中学生・高校生	市外	説明
1ラウンド目プレイ(18ホール)	400円	200円	100円	500円	
2ラウンド目追加(18ホール)	200円	100円	100円	300円	
終日ラウンド(平日)	700円	400円	—	900円	※原則として平日のみ

用具貸出(クラブ・ ボール)	100円	100円	100円	100円	
-------------------	------	------	------	------	--